

個人情報保護取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 指定管理者は、個人情報（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む）の保護の重要性を認識し、業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 2 指定管理者は、個人情報保護管理責任者を設置しなければならない。
- 3 指定管理者は、豊中市個人情報保護条例（平成17年条例第19号）第1章から第3章と同様の内容の個人情報保護規程を作成し、豊中市へ提出しなければならない。

(収集の制限)

- 第2 指定管理者は、業務を実施するために個人情報を収集するときは、業務に必要な範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行うとともに、適正かつ公正な手段で行わなければならない。

(安全確保の措置等)

- 第3 指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者は、個人情報を業務に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、保有又は利用の必要がなくなった個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第4 指定管理者は、個人情報を業務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ豊中市の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 指定管理者は、業務上知り得た個人情報を、自己の利益のために使用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第5 指定管理者は、業務を実施するために豊中市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ豊中市の承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第6 指定管理者は、業務を実施するための個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ豊中市の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

- 第7 指定管理者は、業務を実施するために豊中市から引き渡され、又は指定管理者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の完了後直ちに豊中市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、豊中市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(役員及び従事者への周知)

第 8 指定管理者は、指定管理者の役員及び従事者に対して、在職中及び退職後において、業務の実施に伴い知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は業務以外の目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(豊中市の立会い等)

第 9 指定管理者は、豊中市が指定管理者による個人情報の取扱いに関して、立会い、検査等を行おうとするときは、これを拒んではならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに関する報告等、豊中市の指示に従わなければならない。

(事故発生時における報告)

第 10 指定管理者は、個人情報に関する事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに豊中市に報告し、その指示に従わなければならない。